

# 兵庫県公報

平成29年12月15日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

- |   |   |
|---|---|
| ○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……………    | 1 |
| ○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… | 7 |

## 公布された法令のあらまし

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第45号）  
単純な労務に雇用される一般職に属する職員について、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年兵庫県条例第33号）と同様の措置を講ずることとした。
- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第46号）
  - 1 普通県営住宅の借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。  
普通高層耐火住宅 3団地 216戸  
普通中層耐火住宅 6団地 44戸
  - 2 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	ルネシティ新在家南町住宅	神戸市灘区新在家南町1丁目	32戸
	ルネシティ魚崎中町住宅	神戸市東灘区魚崎中町4丁目	15戸
	キャナルタウンウエスト住宅	神戸市兵庫区駅南通5丁目	64戸
普通中層 耐火住宅	鈴蘭台第2住宅	神戸市北区南五葉2丁目	1戸
	ルネシティ深江本町住宅	神戸市東灘区深江本町4丁目	9戸
	鈴蘭台第1住宅	神戸市北区北五葉7丁目	1戸
	鈴蘭台第1住宅	神戸市北区北五葉7丁目	1戸

## 規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第45号

#### 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第3条、第9条の2関係）

## 技能労務職給料表

## 第1

職員の区分	号給	給料月額
	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	128,900
	10	129,800
	11	130,800
	12	131,700
	13	132,700
	14	133,700
	15	134,700
	16	135,700
	17	136,500
	18	137,500
	19	138,500
	20	139,600
	21	140,400
	22	141,400
	23	142,400
	24	143,400
	25	144,500
	26	145,700
	27	146,900
	28	148,100
	29	149,200
	30	150,400
	31	151,600
	32	152,800
	33	154,000
	34	155,500
	35	157,000
	36	158,500
	37	159,900
	38	161,400
	39	162,900
	40	164,400
	41	165,900
	42	167,700
	43	169,500
	44	171,300
	45	173,100
	46	174,800
	47	176,500
	48	178,200
	49	180,300
	50	181,800
	51	183,300
	52	184,800
	53	186,100
	54	187,600
	55	189,000
	56	190,300
	57	191,700
	58	192,900
	59	194,200
	60	195,300

再任用職員  
以外の職員

61	196,500
62	197,600
63	198,700
64	199,800
65	200,900
66	202,000
67	203,000
68	204,000
69	207,400
70	208,800
71	210,200
72	211,600
73	213,000
74	214,600
75	216,200
76	217,600
77	218,900
78	220,400
79	221,900
80	223,200
81	224,100
82	224,900
83	225,800
84	226,800
85	227,700
86	229,200
87	230,500
88	231,600
89	233,100
90	235,700
91	238,000
92	240,500
93	249,100
94	250,300
95	251,400
96	252,600
97	253,500
98	254,800
99	255,900
100	257,100
101	258,200
102	259,300
103	260,500
104	261,700
105	262,700
106	263,800
107	264,800
108	265,800
109	266,900
110	268,100
111	269,200
112	270,100
113	271,100
114	272,200
115	273,300
116	274,300
117	275,200
118	276,300
119	277,400
120	278,500
121	279,400
122	280,500
123	281,500
124	282,500
125	283,300
126	284,200
127	285,100

128	286,200
129	286,800
130	287,700
131	288,600
132	289,500
133	290,200
134	291,200
135	292,200
136	293,100
137	293,800
138	294,700
139	295,600
140	296,500
141	297,200
142	297,800
143	298,500
144	299,300
145	299,900
146	300,700
147	301,400
148	302,100
149	302,800
150	303,500
151	304,300
152	305,000
153	305,600
154	306,300
155	307,000
156	307,700
157	308,200
158	308,700
159	309,300
160	309,900
161	310,500
162	310,900
163	311,400
164	311,900
165	312,200
166	312,700
167	313,200
168	313,600
169	313,800
170	314,100
171	314,400
172	314,700
173	315,000
174	315,300
175	315,600
176	315,900
177	316,100
再任用職員	243,600

備考 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

## 第2

職員の区分	号給	給料月額
		円
	201	263,800
	202	265,700
	203	267,500
	204	269,300
	205	271,100
	206	273,000
	207	274,800
	208	276,600
	209	278,400
	210	280,300
	211	282,100
	212	283,900
	213	285,700
	214	287,500
	215	289,200
	216	291,000
	217	292,600
	218	294,400
	219	296,100
	220	297,900
	221	299,400
	222	301,100
	223	302,700
	224	304,200
	225	305,700
	226	307,300
	227	308,900
	228	310,600
	229	311,700
	230	313,100
	231	314,500
	232	316,000
	233	317,200
	234	318,700
	235	320,100
	236	321,500
	237	323,100
	238	324,300
	239	325,600
	240	326,800
	241	327,900
	242	328,800
	243	329,900
	244	331,000
	245	332,100
	246	333,200
	247	334,200
	248	335,200
	249	336,200
	250	337,200
	251	338,200
	252	339,200
	253	340,100
	254	341,100
	255	342,100
	256	343,100
	257	344,000
	258	344,900
	259	345,800
	260	346,600

	261	347,400
	262	348,200
	263	349,000
	264	349,700
	265	350,400
	266	352,000
	267	353,400
	268	354,800
	269	356,100
	270	356,600
	271	357,100
	272	357,600
	273	358,000
	274	358,500
	275	359,000
	276	359,500
再任用職員 以外の職員	277	359,900
	278	360,400
	279	360,900
	280	361,400
	281	361,800
	282	362,300
	283	362,800
	284	363,300
	285	363,700
	286	364,200
	287	364,700
	288	365,200
	289	365,600
	290	366,100
	291	366,600
	292	367,100
	293	367,500
	294	368,000
	295	368,500
	296	369,000
	297	369,400
	298	369,900
	299	370,400
	300	370,900
301	371,300	
302	371,800	
303	372,300	
304	372,800	
305	373,200	
306	373,700	
307	374,200	
308	374,700	
309	375,100	
再任用職員		243,600

備考 平成29年度に限り、この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表の額に800円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- (経過措置)
- 3 この規則の施行に伴う職員の号給又は給料月額に係る調整については、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年兵庫県条例第33号）附則の規定の例による。
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第46号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項から25の項までを次のように改める。

1 から 25 まで	削除
---------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

106	29	12	45	鈴蘭台第2住宅	神戸市北区南五葉2丁目	5階建	1	0.6039	42,400
107	29	12	8	ルネシティ深江本町住宅	神戸市東灘区深江本町4丁目	4階建	1	0.6760	61,700
							1	0.6760	65,600
							1	0.6760	67,000
							1	0.6760	67,700
							1	0.6760	68,400
							1	0.6760	69,800
							1	0.6945	71,400
							1	0.6945	72,600
1	0.6979	72,600							

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項から26の項までを次のように改める。

1 から 26 まで	削除
---------------------	----

第3条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款17の項を次のように改める。

17	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

150	30	3	9	ルネシティ新 在家南町住宅	神戸市灘区新在家 南町1丁目	14階建	1	0.7083	63,500
							2	0.7083	63,800
							6	0.7083	64,700
							3	0.7083	65,100
							3	0.7083	65,700
							1	0.7083	66,400
							1	0.7083	67,000
							2	0.8995	80,000
							2	0.8995	80,500
							3	0.8995	81,400
							1	0.8995	82,600
							1	1.1537	92,400
							5	1.1537	93,400
1	1.1537	94,200							

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項から28の項までを次のように改める。

1 から 28 まで	削除
---------------------	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

108	30	3	44	鈴蘭台第1住 宅	神戸市北区北五葉 7丁目	5階建	1	0.6804	46,000
109	30	3	45	鈴蘭台第1住 宅	神戸市北区北五葉 7丁目	5階建	1	0.6619	44,000

第4条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。



別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款 1 の項から17の項までを次のように改める。

1 か ら 17 ま で	削除
-----------------------------	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款18の項中

「

5	0.6639	65,500
---	--------	--------

」

を

「

5	0.6639	円 65,500
---	--------	-------------

」

に改め、同款に次のように加える。

151	30	3	9	ルネシティ魚 崎中町住宅	神戸市東灘区魚崎 中町4丁目	6階建	2	0.7014	75,400
							1	0.7014	75,700
							2	0.7014	76,400
							1	0.7014	76,900
							1	0.9689	99,200
							1	1.0521	101,200
							1	1.0521	101,400
							1	1.0521	102,500
							1	1.0521	103,000
							1	1.0521	103,600
							1	1.0521	104,100
							1	1.1354	107,200
							1	1.1354	109,200

第 5 条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款 1 の項から18の項までを次のように改める。

1 か ら 18 ま で	削除
-----------------------------	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款19の項中

「

1	0.3858	32,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.3858	円 32,700
---	--------	-------------

」

に改め、同款に次のように加える。

152	30	3	9	キャナルタウンウエスト住宅	神戸市兵庫区駅南通5丁目	14階建	3	0.6639	70,700
							5	0.6639	71,000
							1	0.6639	71,100
							3	0.6639	71,200
							8	0.6639	71,300
							1	0.6639	71,500
							1	0.6639	72,300
							4	0.6639	72,500
							1	0.6871	70,900
							1	0.6871	71,400
							1	0.6871	71,600
							1	0.6871	72,300
							1	0.6871	72,900
							1	0.7004	72,700
							1	0.7004	72,900
							1	0.7004	73,300
							1	0.7004	73,600
							1	0.7004	73,900
							2	0.7004	74,200
							1	0.7087	72,300
							1	0.7087	73,300
							2	0.7087	73,900
							2	0.7087	74,200
							2	0.7087	74,600
							2	0.7087	74,900
							1	0.7087	75,700
2	0.8486	85,300							

						2	0.8486	86,000
						1	0.8486	86,300
						1	0.8486	86,500
						1	0.8486	86,700
						1	0.8669	86,300
						1	0.8669	86,500
						1	0.8669	88,900
						1	0.8669	89,500
						1	0.8669	90,000
						1	1.0765	103,400
						1	1.0765	105,000
						1	1.0765	105,500

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成29年12月19日
- (2) 第2条の規定 平成30年2月20日
- (3) 第3条の規定 平成30年3月20日
- (4) 第4条の規定 平成30年3月25日
- (5) 第5条の規定 平成30年3月28日